

令和4・5年度行政監査結果の概要 (民間企業等との連携協定について)

令和6年3月26日
鳥取県監査委員

鳥取県監査委員は、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、鳥取県監査基準に準拠して実施した行政監査の結果に関する報告及び監査意見を、令和4・5年度行政監査結果報告書（民間企業等との連携協定について）に取りまとめ、知事等に提出するとともに公表します。その概要は下記のとおりです。

なお、この監査結果については、とりネットのホームページに掲載します。

(<https://www.pref.tottori.lg.jp/kansa/>)

監査委員：桐林正彦、奈良井 恵、牧田宗大、川部 洋

第1 監査の概要

1 監査の種類

鳥取県監査基準第2条第1項第2号に規定する行政監査

2 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、監査委員が、その地方公共団体の事務の執行が適正に行われているかどうかについて実施するもので、本県においては、毎年度特定の課題を選定して実施している。

3 監査の目的

本県の連携協定と締結後の状況を把握し、連携協定を締結する目的や必要性、協定締結の成果、連携協定の実行に要するコスト、実効性確保の取組、課題の認識とそれに対する対応、見直しや今後の方針検討の有無等について監査を実施し、今後の施策推進に資する。

4 監査の着眼点

- (1) 連携協定の実績・成果等の状況
- (2) 連携協定の実効性の確保の取組
- (3) 連携協定締結による民間企業等との連携・協力についての課題の把握と対応状況

5 監査の実施期間

令和3年4月から令和6年3月まで（予備調査を含む）

なお、令和3年度、4年度は新型コロナウイルス感染症が流行したため、県の各機関がその対応を最優先としたことを配慮し、この監査の実施を令和5年度まで伸ばしたため、3か年の実施となったものである。

6 監査の対象機関

知事部局、企業局、病院局、教育委員会、警察本部、議会事務局及び各種委員会の全ての機関を対象とした。

7 監査の実施方法

(1) 監査の対象とした連携協定

県の全ての機関において、県民サービスの向上、地域活性化、地域課題の解決、災害対応等、県の施策推進の目的のため、特定の分野又は幅広い分野で、民間企業等と相互に連携、又は協力することに関する協定等を締結したもののうち、令和4年4月1日時点で、その効力を有しているものとした。

連携協定は、次の3つに区分した。

① 包括連携協定

幅広い分野において、県又は民間企業等の資源を有効に活用して、相互に連携し、又は協力することに関する協定

② 災害対応協定

災害時における人的、物的な応援、協力等に関する協定

③ 個別連携協定

特定の分野において、県又は民間企業等の資源を有効に活用して、相互に連携し、又は協力することに関する協定

(2) 予備調査の実施

民間企業等との連携協定について把握するため、全ての県の機関を対象として、令和3年度に予備調査を実施した。

[調査結果（令和3年度予備調査実施時点）]

協定締結機関数	71	(16部局)
締結協定数	520	包括連携協定 35 災害対応協定 226 個別連携協定 259
協定締結相手数	1,038	(※1協定での複数の相手と協定を締結しているものを含む。)
連携項目数	1,044	(※1協定で複数の連携項目があるものを含む。)

(3) 監査対象協定の選定

予備調査の結果に基づき、監査対象協定及び監査対象機関を選定した。

監査対象機関は、包括連携協定については、当該協定全体の窓口担当所属、災害対応協定及び個別連携協定については当該協定を所管する機関とした。

連携協定の種別	予備調査把握協定数	事務監査				選定の考え方	本監査	
		実施協定数			実施機関数		実施協定数	実施機関数
		計	実地	書面				
包括連携協定	35	11	7	4	4	協定相手を分類して選定	5	4
災害対応協定	226	20	12	8	4	多くの協定を締結した機関ごとに選定	6	4
個別連携協定	259	19	10	9	7	協定の内容により選定(※)	5	5
合計	520	50	29	21	15		16	13

(※) 就職支援、農林水産、販路拡大・県産品PR、教育関係の協力事項の連携協定から選定

第2 監査の結果概要（協定に係る連携・協力実績の令和4年度の状況（事務監査対象50協定））

（1）包括連携協定

事務監査を行った11協定は、県外大学と就職支援を中心に、大学の知見やシーズを本県の地域活性化に活かすことを目的としたものや、県内の大学等との総合的な連携・協力を行っていくことを目的としたもの、民間企業がその業務において保有するノウハウや情報、組織、能力に対して、幅広く連携・協力を受け活用していくことを目的としているものであった。

協定の相手方である民間企業等は、CSR（社会的責任：Corporate Social Responsibility）として、地域課題の解決や連携による地域貢献を図っていくことで、事業等の拡大や効果の波及を目的としていると考えられる。また、大学等は、産学官連携等、本県との連携・協力による社会的評価に加え、学生の県内就職促進により大学への評価上昇の効果として入学生を確保できることへの期待もあると考えられる。

これらの協定のうち、令和4年度は10協定で連携・協力の実績があった。実績のなかった1協定は、新型コロナウイルス感染症の影響での事業中止によるものであった。

実施された連携項目は57項目のうち29項目であり、実施率は50.9%であった。

（2）災害対応協定

事務監査を行った20協定は、災害時の社会的重要インフラの維持・復旧を目的としたもの、災害時の復旧に必要な物資の運搬、集積、配布を迅速・適正に行うことを目的としたもの、災害時の生活関連物資等の確保を目的としたもの、災害時の帰宅困難者等の支援を目的としたもの、災害時の応急対策の実施を目的としたもの等がある。

相手方の目的としては、企業等の社会的責任や復旧作業等の円滑な実施のため等に加え、協定締結による地域貢献へのイメージ向上があると考えられる。

このうち、令和4年度に連携・協力の実績があったのは9協定で、半数以上の11協定で実績がなかった。危機管理対策課は、10協定中9協定が実施されていたが、くらしの安心推進課と警察本部会計課は、全て実績なしだった。

連携事項では、55項目のうち15項目が実施されており、実施率は27.3%であった。

（3）個別連携協定

事務監査を行った19協定は、県内出身学生の就職支援を目的としたもの、農林水産業の振興と地域の環境保全を目的としたもの、販路拡大・県産品の需要拡大を目的としたもの、県内教育機関との連携や教育機関の保有する能力を社会に活用することなどを目的としたもの等があった。

相手方の協定締結の目的は、企業等のCSR向上や事業拡大への効果期待、学生確保等それぞれの事情により様々であるが、県・相手方双方にウインウインの関係が保たれている。

このうち、令和4年度は18協定で連携・協力の実績があった。

実施された連携項目は、52項目で、43項目が実施され、実施率は82.7%であった。

事務監査対象協定（50協定）の令和4年度の協定に係る連携・協力実績の状況

協定の分類	合計 (a)	実績の有る協定数 (b) (実施率 b/a)	実績の無い協定数 (c) (実施率 c/a)	連携・協力項目	
				全連携項目数 (d)	実績有の項目数(e) (実施率 e/d)
包括連携協定	11	10 (90.9%)	1 (9.1%)	57	29 (50.9%)
災害対応協定	20	9 (45.0%)	11 (55.0%)	55	15 (27.3%)
個別連携協定	19	18 (94.7%)	1 (5.3%)	52	43 (82.7%)
合計	50	37 (74.0%)	13 (26.0%)	164	87 (53.0%)

第3 監査結果及び意見

1 総括意見

様々な分野で民間企業等のノウハウを活用しながら相互に連携・協力することは、県の通常業務とは一線を画した政策や事業を行いながらも、人的な負担や経済的コストを軽減することができ、県の施策の効率的・経済的・効果的な推進に役立つことから、連携協定締結のメリットは大きい。協定の相手方にとっても県政の推進や地域課題の解決への協力等社会貢献による企業イメージの向上等のメリットがあるものと考えられる。

今回の監査を行うにあたり把握した連携協定は県全体で520協定(令和3年度時点)、そのうち企業等の民間企業とのものが415協定であった。県政全体で幅広く連携・協力しながら施策を推進していることが明らかとなった。

連携協定は、協定を締結するにあたっての背景や必要性に定められた目的により協定の相手方が選定されていると認められる。

連携協定の実施状況を見ると、県が主導して事業を進め、協定の目的を一定程度達成したものや、連携項目の一部について目的を達成したとして終了したものもある。一方で、実施されていない連携項目や継続しては実施できていない連携項目も見られた。

(監査意見)

連携協定を締結している県と民間企業等が、双方にメリットを感じながら協定の目的を達成できるような連携・協力を図り、県民の豊かな生活、地域活性化、安全・安心な暮らしの維持、地域課題の解決等に一層取り組まれない。

また、協定に係る事業を実施した結果、顕著な成果等が見られた場合は、その実績を表彰や広報する等、県民への周知に積極的に取り組まれない。

一方で、協定の目的が一定程度達成された場合は、協定実施の主体を県から協定事業の受益者である県内団体等へ移していくことも検討されたい。

また、協定の目的が達成されたり、変更された場合は、相手方と十分に協議し、それぞれの関与の在り方等について検討され、協定書の修正等も含めて見直しを図られたい。

さらに、協定を所管する機関が、定められた連携項目を実施できるよう、事業を実施する機関に働きかける仕組みを検討されたい。

2 着眼点に沿った監査結果及び意見

【包括連携協定】

(1) 連携協定の実績・成果等の状況

監査対象協定 11 協定中 9 協定が相手方からの提案により締結したものであり、民間企業等については、その有する幅広いネットワークやノウハウなどを評価して協定を締結し、県政全般に渡って多くの取組が行われている。

それぞれの企業の専門的分野やノウハウを有する分野の連携・協力事項は、相手方企業の積極的協力を得ながら、その所管する各機関により実施されているが、連携・協力事項の中には実施されていないものや、過去には実施されたが継続しては行われていないものもある。また、協定で定めた連携項目を実施する県機関の一部においては、協定に対して十分に認識されていないところもあった。

大学との協定では県出身学生が多数であること、地域活性化に資すること等により協定を締結している。県内の大学等との協定では、鳥取県での就職の促進や人材育成、地域貢献等が取り組まれており成果が見られている。県外大学との協定についても就職支援事業を毎年実施し、県出身学生への県内就職情報の提供を積極的に行い、Uターン就職の促進に積極的に取り組まれている。しかし、包括連携協定の連携項目である地域活性化に関する項目については、近年あまり実施されていない。

（監査意見 1）【人口減少社会対策課、行財政改革推進課、西部観光商工課】

協定で定めた目的の実現に向け、未実施の連携・協力事項を所管する県の各機関は、協定の趣旨や内容を十分に認識し、相手方企業等と適切に連携され、実績・成果を出すように努められたい。併せて、協定全体を所管する機関は、各連携・協力項目を所管する機関が協定についての認識を深めるように努めるとともに緊密な連携を図り協定の実施に努められたい。

また、連携協定に係る実績等の県民への情報発信では、多くの協定で協定締結時に知事が出席した調印式を開催し、報道機関への資料提供やホームページへの掲載等の方法で広報を行っている。調印式を行っていないものでも報道機関への資料提供や記念講演会等が行われている。

一方、協定締結後は、協定に基づく個々の事業開催時に報道機関への資料提供やホームページでの広報等が行われているが、協定全体についての情報発信は十分ではない。

（監査意見 2）【人口減少社会対策課、行財政改革推進課、総合教育推進課、西部観光商工課】

協定を締結している相手方にとって、県の施策や地域振興に協力することで企業等のイメージを向上させることが、協定締結のメリットであることを考えると、協定を締結していることの情報発信は必要なことであり、適切に県民への情報発信に努められたい。

(2) 連携協定の実効性の確保の取組

それぞれの企業等が行っている業務に関連した分野（生命保険会社であれば健康増進、食品流通系企業であれば地産地消、県産品の販路拡大等）をはじめ、環境保全、くらしの安心・安全、中山間支援、就職支援、地域活性化等県の施策全体に渡っての連携項目があり、その分野ごとに関係する県の機関がそれぞれに連携・協力している。監査対象協定 11 協定中 10 協定で連携・協力の実績（実績のない 1 協定は新型コロナウイルス感染症のため事業を中止）があり、相手方が積極的に取り組み、実績・成果を残しているものが多くあった。しかし、それらの協定の中でも、連携項目が定められているが、実際には実績や取組がない連携項目も散見されている。

実効性を確保するための意見交換や情報交換については、民間企業との包括連携協定では、各連携項目を担当する機関により必要が生じた際に開催されている状況で、全体の窓口である機関も必要が生じたときに行うとしていることから、協定全体に係るニーズ把握は十分ではないと考えられる。

一方、大学等については、定期的な訪問や定期的に関催される連絡協議会で行われている。

連携協定の目的達成のための働きかけでは、企業との連携協定については、実績のある連携項目の所管機関は働きかけが行われているが、実績のないものや継続されていないものについては働きかけが十分ではない。

さらに包括連携協定の窓口所管課も各連携項目の担当機関からのアクションに対応しているのみで主体的な動きはない。

県外大学については、就職支援事業以外の働きかけが少ない。

関係機関との情報共有の状況では、協定の連携事項に関係する外部の関係機関（企業・団体等）へは必要な情報共有は行われているが、県庁内の関係課との情報共有が幅広く行われているとは言えないため、既存の連携事業や新しい連携への発展が期待できない状況である。

（監査意見3）【人口減少社会対策課、行財政改革推進課、西部観光商工課】

協定の相手方とは十分に意見交換を行うことでニーズを把握し、協定の目的を達成するため必要な対応や働きかけを継続されたい。特に実績のない連携項目に対しては、包括連携協定窓口の機関が主体的に情報共有を図り、働きかけが行われるよう取り組まされたい。

（3）連携協定締結による民間企業等との連携・協力についての課題の把握と対応状況

県外大学との連携協定では、県はUターン就職関係以外の課題を挙げていないが、相手方は就職支援以外の連携事業について、新型コロナウイルス感染症の影響もありできていないことを課題としており、県としての課題認識がされておらず、今後の見直しや方針検討も行われていない。（*9）

企業との協定では、実績に対する課題がないものが多数であるが、実績のない項目があることから課題把握が不十分であると考えられる。相手方の評価や課題も把握されていないことは、連携窓口である機関がその役割を十分に果たしておらず、今後の見直しや方針検討も行われていないため、協定事業の発展が期待できない。

（監査意見4）【人口減少社会対策課、行財政改革推進課、西部観光商工課】

連携協定を所管する担当機関は、その協定の実施状況について課題の認識に努めるとともに、相手方の評価や課題認識を把握し、適切な対応を取られたい。特に包括連携協定の窓口である機関は、個々の連携項目の実施状況を把握し、必要な連携や情報共有を図られるとともに、実績のない連携項目については、協定内容の見直しなどについて検討されたい。

（4）その他（株式会社モンベルとの連携と協力に関する包括協定について）

令和5年度は、連携事業であるSEA TO SUMMITが4年ぶりに開催され、149名の方（うち県内参加者39名）が参加された。併せて、地ビールフェスタも開催され、地元住民を含む3,000名の方が会場を訪れている。

（監査意見5）【西部観光商工課】

この大会の全国的な知名度をさらに高め、より多くの方々に来県いただくように働きかけていくとともに、県内からの参加者も増えていくよう工夫されたい。

また、株式会社モンベルが海外展開している韓国や香港などで、大会をPRし、鳥取県への国際観光誘客に繋げていくことも検討されたい。

【災害対応協定】

(1) 連携協定の実績・成果等の状況

災害対応協定は、県内で大規模な災害が発生した場合に被災者への支援物資・サービスの確保、供給、物資の集配、輸送等や、被災者の帰宅支援等多様なニーズに対し、それを供給・提供できる相手方や、電気、通信、交通等重要インフラを有する事業者がインフラの維持や円滑な復旧で県民の生命や生活を支えることを支援するため、保有する施設・店舗の条件を踏まえ、重要なインフラを運営する企業、物流事業者の団体、災害時に必要な物資・サービスの提供が可能である企業・団体が選定されている。

阪神・淡路大震災のあった毎年1月には、危機管理政策課が所管する連携協定に基づき応援要請訓練（情報伝達訓練）が実施され、多くの協定相手方の参加を得ている。

また、過去の大雪、大雨、台風、鳥取県西部地震、鳥取県中部地震等本県を襲った大規模な災害の際には協定に基づき情報共有や復旧作業、物資・サービスの提供等が行われ、実績を残している。

一方、連絡が取れないため応援要請訓練に参加いただけない一部の団体があったり、連携項目の窓口である一部機関の訓練不参加の状況もある。また、企業等の窓口となる事務局が1名であるなど、災害時の連絡や事務処理などで心配される体制の団体もある。

実施されている訓練は、ほとんどが情報伝達訓練で、物資の輸送・供給や、復旧、被災者への支援等の具体的な行動に係る訓練は行われておらず、実際に災害が発生したときの即応の確保に対する備えをする必要を感じる。

(監査意見6)

現在実施されている応援要請訓練にできる限り多くの企業等や関係機関の参加を得て、災害に対する迅速な情報共有体制を維持されたい。また、協定の相手方の災害時に対応する人員や事務処理等の体制の確認を行い、災害対応に想定通りの活動が行われるよう配慮されたい。

また、県民の生命・生活の安全を守るために、物資の供給、輸送手段の確保等必要なインフラの維持・復旧に対する訓練等の実施も検討され、協定のさらなる活用に取り組みされたい。

(2) 連携協定の実効性の確保の取組

危機管理政策課が所管する協定で定めた連携・協力事項は、災害発生時の協力に関することであり、施設の提供、情報共有、復旧の支援、人材提供、支援物資の物流確保等がある。くらしの安心推進課と警察本部がそれぞれに民間事業者と締結している協定の連携項目は、災害発生時に被災者等や警察関係者が使用する物資やサービスの提供についてであった。また、県土整備局（事務所）が締結している協定は、災害時の応急対策であった。

災害対応協定では、毎年1月に危機管理部が実施する協定に基づく応援要請訓練（情報伝達訓練）が実施されており、一部を除いて参加を得ている。また、実際の災害等が発生した際には復旧作業や情報共有で連携・協力を行っている。

実効性確保の取組としては、毎年1月に実施している応援要請訓練に多くの協定締結機関が参加し、情報伝達訓練を行うとともに、担当者の連絡先の相互確認等を行っている。また、一般社団法人鳥取県トラック協会・鳥取県倉庫協会は、令和4年度に鳥取県広域物資オペレーション訓練に参加している。

また、危機管理政策課は、「鳥取県震災対策アクションプラン」を策定しており、西日本旅客鉄道株式会社とは「災害時24時間ホットライン」を設置している。

連携協定の相手方のニーズ把握は特に行われていない。ただし、相手方から費用負担等での協議要望があり、県として対応している。

連携協定の目的達成のための主な働きかけの状況は、毎年1月の応援要請訓練参加への要請や情報共有等であり、中国電力株式会社とは相手方が実施する研修への参加も行われている。くらしの安心推進課では、生活関連物資の調達に係る災害時対応マニュアル及び宿泊施設等の確保に係るマニュアルを作成している。宿泊施設等の確保に係る訓練では、宿泊場所として提供可能な施設の情報をとりまとめているが、次回以降の訓練では提供可能な期間等の情報も含めるよう検討したいとのことであった。警察本部では、鳥取県石油商業組合との訓練が行われており、他の分野については、実際の訓練を実施するまでには至っていないが、連携協定締結先企業に積極的に連絡を取る等、連携協定の実効性の確保に努めていくこととしている。

協定に係る関係機関との情報共有は、毎年1月の応援要請訓練では、県庁内だけでなく指定（地方）公共機関、報道機関、自衛隊等関係する機関と連携して行っている。また、災害が多発する時期の前に関係機関を集めての会議を開いたり、インフラ復旧について防災危機管理課と県土整備部間で連携があるが、その他の情報共有は特に行われていない。令和2年の大雪では情報共有ができておらず対応が遅れが出たり、令和4年度の鳥インフルエンザへの対応でも所管課と総合事務所間での情報共有がなく、物資調達で支障が発生している。

また、災害時の物資調達については、危機管理政策課、くらしの安心推進課、警察本部会計課だけでなく、包括連携協定で商工政策課や行財政改革推進課でも連携項目としており、同一企業等に複数の県機関が協定を締結している。実際の災害時の対応の際に混乱等を招くことを防ぐために県の各機関の連絡調整が必要と考えられる。

（監査意見7）

毎年行われている応援要請訓練をはじめとして必要とされる訓練への参加を引き続き働きかけられたい。

さらに、災害対応協定や必要とされる情報の共有等、県の各機関での連携を深めるよう努められたい。

（3）連携協定締結による民間企業等との連携・協力についての課題の把握と対応状況

中国電力株式会社との連携協定に係る課題として令和2年の大雪による道路への倒木に対する対応が、協定に対する認識不足で遅れたことを課題として、道路管理者と架線事業者との意見交換会で情報共有や連携を確認している。

その他の協定については、情報伝達訓練で特段問題が発生していないため課題はないとしている。しかし、実際の災害時のオペレーションに対する訓練は行われていないことから、課題認識がされていないと考えられる。

いずれの協定についても見直しや方針検討はないとしているが、課題認識が不足していることや、令和6年度からの労働基準法改正による影響や運送業や建設業での労働力の高齢化の問題、さらには災害対応では業務が過重となることから労働災害を防止するための労働安全衛生等への対応が必要と考えられる。

（監査意見8）

協定の相手方と十分に連携し、災害時に起こりうる様々な課題を認識し対応していかれたい。いわゆる2024年問題や高齢化等の課題に対しても持続可能な体制が維持できるよう方針検討等に取り組みられたい。

加えて、大規模な災害時には緊急で長時間の対応が求められることが想定されるが、その際に職員や労働者の安全衛生に一層努められるよう配慮されたい。

【個別連携協定】

(1) 連携協定の実績・成果等の状況

連携協定の相手方は、株式会社等の民間企業が最も多く、次いで大学等の教育機関、各種団体となっている。

監査対象の19協定中9協定が相手方からの提案または働きかけによる。監査対象のうち大学等(7協定)についての選定理由は、県外に進学している県内出身学生が多い大学等であり、鳥取県へのUターン就職を促進するための情報発信にメリットがある。

そのほかの民間企業等については、地域貢献に対する評価や県産品の販路拡大、県の地域振興・産業振興に資すること等、様々な理由となっている。

いずれの協定も特定の課題に対して連携・協力を行うことを目的として相手方を選定しており、県と相手方が協力して事業を行っている。

大学等との就職支援協定は、県出身者のいる多くの大学と協定が締結されており、学生やその保護者に対して県内企業等の就職に関する情報提供やUターン就職促進のためのイベント等が行われている。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、ここ数年はイベント実施が困難な状況もあったがオンライン開催等の工夫もされている。県内への就職の状況は、中国地方は過半数の学生がUターン就職をしているのに対し、関西は約30パーセント、関東は約25パーセントとなっている。また、大学等によって県内就職への取組の度合いにも差がある。さらに、薬剤師等の理科系の学生の県内就職に向けた取り組みを一層進めていく必要性もある。

(監査意見9)【人口減少社会対策課、医療・保険課】

就職支援協定を締結している大学等と一層連携し、県出身学生のUターン就職に向けた取組を進めていかれたい。また、Uターン就職の状況は、中国地方、関西、首都圏等の地域で差がみられることや、大学の取組に温度差があることから、協定事業の実施には、地域や大学ごとの特性に沿いきめ細やかにアプローチされたい。

高校生に対するキャリア教育充実を図る協定には、多数の県内企業が参加していただき、取組も着実に増加し、多くの職場体験や全ての高校への講師派遣等が行われ、高校生のふるさとへの関心や理解を深めることに寄与している。

(監査意見10)【高等学校課】

取組をさらに進め、将来の鳥取県の人材確保が図られるよう努められたい。

一般企業等との連携協定についてもそれぞれに企業が積極的に連携・協力いただいております、企業等の相手方からの積極的な取組が見られている。株式会社光洋との販路拡大に関する協定では、実際の店舗での県産品の紹介や販売も行われ、関西での鳥取県の県産品の販売促進に大いに貢献してきたところである。当初は、県産品の販路開拓の必要性から県が主導して事業を進めてきたが、現在は、関西での販売ルートが一定程度定着している。

また、協定締結当初に定めた連携項目の一部であった派遣研修生の受け入れについては、その目的を達成したとして終了している。

県民への情報発信の状況は、協定の締結時には、いずれの協定も報道機関への資料提供やホームページ等で広報を行っている。

協定締結後の情報発信については、ホームページ上に特設ページを設けて、情報提供を行っているもの、SNSを用いて発信をしているもの等のほか、相手方の持つネットワークを用いて情報発信を行うもの、記念シンポジウムを開催するもの等があった。

(2) 連携協定の実効性の確保の取組

実効性を確保するための意見交換やニーズ把握は、それぞれの協定による方法で行われている。

県外大学等との就職支援協定では、公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構のコーディネーターが定期的に訪問、意見交換を行い、県の所管する機関とも情報を共有している。

企業等との連携でも必要に応じて意見交換が行われており、協定の目的を実現するためのアクションプランを作成し取り組まれているところもある。

併せて、関係機関との連携や情報共有も図られているが、キャリア教育協力推進企業認定制度については、他の部局や関係する経済団体などの情報共有が不足していた。

(監査意見 11) 【高等学校課】

若者定着政策を担当する部局や労働雇用政策を担当する部局、中小企業の雇用等に関する経済団体との連携を一層図られたい。

(3) 連携協定締結による民間企業等との連携・協力についての課題の把握と対応状況

大学等の就職支援協定については、双方ともに特段の課題は認識されていない。しかし、薬剤師等の理系学生の県内就職数が少ない状況が続いている。

(監査意見 12) 【人口減少社会対策課、医療・保険課】

協定相手方の大学等との連携を深めるとともに、理系学生の就職促進に向け、さらなる対策の検討を図られたい。

企業等との協定については、新型コロナウイルス感染症の影響による活動への影響はあったが、県の担当機関が協定自体に対する課題を認識していないものもあった。

(監査意見 13) 【農地・水保全課】

連携協定相手方との情報共有や課題認識に一層努められたい。